

## 2019年分所得税確定申告

### 計算会出欠ハガキについて

2019年分の申告計算会は、来年1月下旬からスタートします。計算会出欠ハガキは、今年1~3月に実施した平成30年分の計算会に参加された方、今年新たに組合に加入された方に、毎月、組合から送る請求書に同封してあります。「毎年のことだから出さなくていい」「あとから事務所に電話すればいい」と思わず、必ず返送してください。

今回から参加を希望する組合員は、組合事務所まで電話で申し込んでください。税金申告の時期は事務所が忙しくなりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。

返信ハガキは**令和2年1月6日(月)必着**です！

※集団計算会は組合事務所、公民館などの会場で行います(日時、会場は1月の組合ニュースでお知らせします)。個別での参加を希望する人は、基本的に組合事務所(予約制)で行います。自宅を希望する人は、交通費(高速代、ガソリン代)の請求が発生します。

※組合費や各保険料が未納の方は、計算会に参加できませんのでご注意ください。

## 反則金 普通車は3倍

## 違反点数 すぐ免停も

## 懲役・罰金額引き上げ

「ながら運転」厳罰化の内容

	改正前	改正後
使用など	5万円以下の罰金	6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金
交通の危険	3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
使用など	原付き 5千円	1万2千円
	二輪車 6千円	1万5千円
	普通車 6千円	1万8千円
交通の危険	大型車 7千円	2万5千円
	原付き 6千円	反則金の対象外
	二輪車 7千円	
普通車 9千円		
大型車 1万2千円		
使用など	1点	3点
交通の危険	2点	6点

(朝日新聞の記事から抜粋)

## 携帯電話使用等の「ながら運転」厳罰化！

### 12月1日から改正道路交通法施行

12月1日から改正道路交通法が施行され、携帯電話使用等の「ながら運転」が厳罰化されました。「ながら運転」による交通事故が全国的に増加傾向にあることが理由です。

今回の改正で注目されるのは、携帯電話使用等(保持)でも、「6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金」の懲役刑を含む刑事罰が適用される可能性があることです(改正前は5万円以下の罰金)。

携帯電話等を使用して交通事故など(交通の危険)を生じさせた場合は「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」です(改正前は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)。他にも、反則金と違反点数が大幅に引き上げられています(表参照)。

12月以降は、法令を徹底させるために取り締まりを強化することも予想されます。もちろん、取り締まられるからではなく、交通安全のために気をつけて運転しましょう。

## 確定申告Q&A

確定申告の時期が迫ってきました。10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられました。確定申告に何か影響はあるのでしょうか？

### 売上と支払を9月までと10月以降に区分して

Q：税率変更で、確定申告の際に気をつけることがありますか？  
A：2019年分で消費税の申告をする課税事業者は、1~9月分の売上と支払い(仕入れ・外注・経費)に含まれる消費税は8%、10~12月分に含まれる消費税は10%なので、それぞれ区分する必要があります。例えば、9月と10月の売上が同じ100万円だった場合、9月分(8%)の消費税(取引先から預かった消費税)は7万4075円ですが、10月分(10%)は9万910円と異なります。この売り上げに含まれる消費税をそのまま納付するわけではありません。支払い(既に支払った消費税)のほうにも消費税が含まれていますから、同様に区分して控除します。つまり、【売り上げに含まれている消費税】から、【経費に含まれている消費税】を差し引いた額が、納付額になります。

### 免税事業者の申告は関係なし

Q：免税事業者でも、申告の仕方が変わることがあるんですか？  
A：今回、売上や支払いを区分する必要があるのは、消費税の課税事業者になります。免税事業者は、特に関係ありません。



## 10月から新しい組合員が10名増えました！

### 引き続き紹介運動の協力を！

今、北陸ダンプにとって、就労確保と組合員拡大の運動が大切になっていきます。就労運動は、中本書記次長の奮闘で順調に進んでいます。しかし、就労する組合員が少なく、せっかく取った仕事を返上しなければならぬ分会もありまます。組合員を増やし、就労にも協力してもらうことが組合運動全体を活発にすることになります。現在まで、新たに10名が組合に加入し、来年3月末までに合計20名を目標に組合員を増やしていきたいです。これまで加入した10名のうち、9名が組合員の皆さんからの紹介でした。こんなに効果があるとは驚きでした。皆さんの協力に感謝します。あと、残り10名を早期達成するため、全組合員の紹介運動へのご協力をお願いします。

北陸ダンプ支部

参事 立野 正俊

### たつの部屋

### 交通安全推進団体の証

### オレンジプレートを掲げて仕事をしよう



オレンジプレートが労災保険加入者の証明になっています。仕事には必ず掲示しましょう。

### お知らせ

12月28日(土)~1月5日(日)まで、組合事務所は年末年始休みになります。緊急の場合は、書記局専従の携帯 080-6350-9037(久保)にご連絡ください。組合員の皆さん、今年も1年間、お疲れさまでした。良いお年をお迎えください。

# 2019年労災事故は前年横ばいの4件発生しました！

ダンプ・建設一人親方は「一人親方労災保険」に加入して、自己防衛するしかありません！

## 一人親方は自己防衛が原則！

労働保険（労災・雇用）に入れない一人親方は、仕事に関するリスクは、自己防衛する自覚を持つことが大切です。労災によるケガの治療は、健康保険を使うことができません。

建設現場の働き手は高齢化が進み、労働災害のリスクが高まっています。北陸ダンプ支部の組合員も例外ではありません。大手・中堅企業などでは、会社をあげて労災リスクを減らす対策に乗り出しています。しかし、個人事業主は自ら対策を立てる必要があります。

### 《けが予防》

定期的な健康診断の受診、転倒予防知識の学習、ヘルメットや作業服の着用など

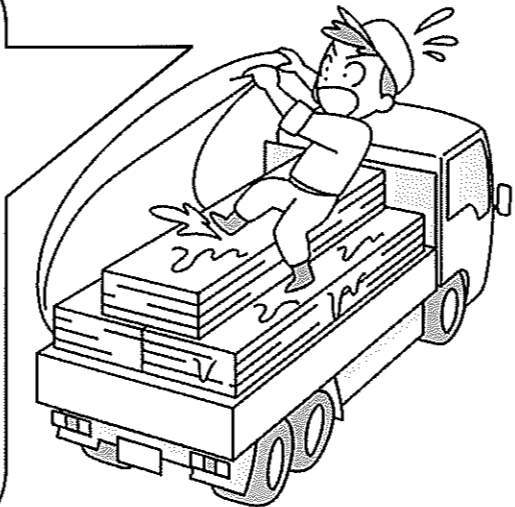
### 《治療費、生活費対策》

一人親方労災保険の加入（治療費と休業補償、障害が残った場合、障害年金の支給）

治療費は全額補償されますが、休業補償は加入コースによって1日の補償額が異なります。多くの組合員が加入しているのは、1日4000円の補償額のコースです。1カ月休業した場合、補償額は12万円です。当面、月額12万円で生活ができるか考えておきましょう。

## 転倒はバランス 感覚の衰えが原因

荷台での作業は非常に危険です。細心の注意が必要です！！転倒が起こりやすいのは、加齢による筋力の衰えに加えて、姿勢を保つ様々な感覚が衰えてくるからだそうです。



〈労災の補償〉  
治療費と入院費用などが労災保険から支払われました。また、入院期間と自宅療養中の仕事ができない期間について、休業補償金が給付されました。

## 足元を滑らせての転倒、落下事故が大半

2019年の労災事故は、前年と同数の4件発生しました。特徴としては、足元を滑らしたり、踏み外しての転倒、落下が多かったことです。高さ1メートルからの転落でも、頭蓋骨が砕ける可能性もあるそうです。特にダンプは、高い荷台に上がる作業もあるので、十分に注意して仕事をしましょう。

### ケース① 脚立踏み外し転倒、骨折

Mさん（福井・55歳）は2月中旬、現場作業準備のため、脚立に乗って資材を降ろしていたところ、足を踏み外し約60センチの高さから転倒しました。脚立も倒れてきて胸部を天板で強打しました。痛みが引かず、病院で診察した結果、肋骨骨折が判明し、全治3週間と診断されました。

### ケース② 敷鉄板の上で 滑り転倒、顔面裂傷

Hさん（石川・53歳）は4月下旬、福井県内の現場で朝礼後、日報にサインするのを忘れたため、急いで事務所に走って戻ろうとしたところ、敷き鉄板の上のぬかるみで滑り、転倒しました。その際、コンクリートの壁に顔面をぶつけ、裂傷しました。

### 〈労災の補償〉

病院での治療費は、労災保険から全額払われました。

### ケース③ ダンプの荷台で 滑り転倒、肋骨骨折

Tさん（石川・56歳）は10月下旬、ダンプの荷台を清掃するため、ダンプに装着されている梯子を上り荷台に降りたところ、足元が滑って転倒しました。後日、病院で診察したところ、肋骨が骨折していることが判明しました。

### 〈労災の補償〉

病院での治療費は、労災保険から全額払われました。

## 組合からフラッシュライトの クリスマスプレゼント！！

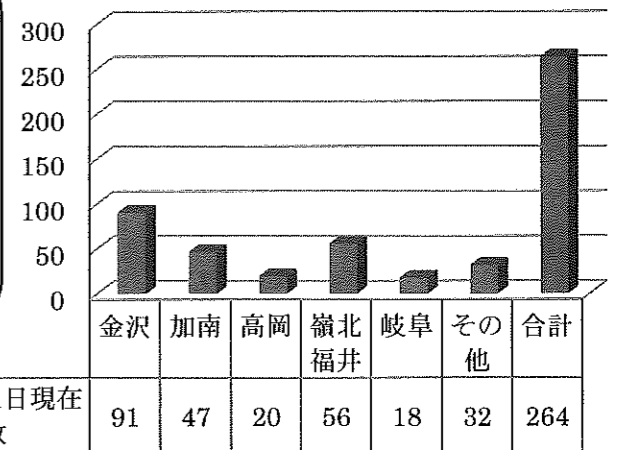
昨年のボールペンに続き、今年も組合から「フラッシュライト」のクリスマスプレゼントです。車のキーなどに付けて、お使いください。手元が暗くて玄関のカギ穴が見えないときや、車内に落とし物をして、足元を探すときなどに便利ですね。

メリークリスマス！



## 11月は10増2減で264人に！

11月は純増8人で、組合員数が260人を超えました。金沢で5人、加賀で3人、小松で1人、嶺北で1人の加入がありました。12月も純増で1年を締めくくりましょう！



一人はみんなのために みんなは一人のために

# ダンプ 土木建設 の仲間

全労連・全日本建設交通一般労働組合

石川県本部 北陸ダンプ支部

金沢市木越町七七-二

TEL (076) 257-4885

FAX (076) 257-4886

(No.289 2019.12.25発行)